

平成30年度足利市一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議

一般廃棄物最終処分場小俣処分場用地の賃借権等の確認を求めた訴訟については、現在、東京高等裁判所の控訴審において和解協議の場が設けられ、これまで8回にわたり、当該用地の所有権の取得を前提とした協議が行われている。

本補正予算は、当該和解を早期に成立させるための解決金を予算化するものであり、当該補正予算を議決することは、本市議会の覚悟の表れである。

廃棄物処理は、法に基づく本市の重要な業務であり、本件問題が解決されず、市民生活に支障をきたすことがないように、速やかな解決に向け、以下の点を踏まえた最善の努力をされたい。

- 一、解決金は、11億3,600万円を上限とすること。
- 一、当該用地の根抵当権の抹消を確認すること。
- 一、焼却灰の早期搬入に向けた努力をすること。

以上、決議する。

平成30年12月28日

足 利 市 議 会